

新型コロナウイルス感染症の影響による中小企業者・小規模事業者の 令和3年度固定資産税（事業用家屋・償却資産）の軽減措置について

新型コロナウイルス感染症の影響で、事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者の固定資産税を、令和3年度に限り申告により軽減します。

- ◇対象者 令和2年2月～令和2年10月の期間において、任意の連続する3か月間の事業収入が、前年の同期間に比べて、
①30%以上50%未満 または、②50%以上減少している中小企業者・小規模事業者
- ◇軽減率 ①2分の1 または、②全額
- ◇軽減対象 設備等（償却資産）や事業用家屋に対する固定資産税
※なお、事業用の土地は対象外です。
- ◇申告方法 町の定める申告書様式に記入後、認定経営革新等支援機関等（商工会・金融機関・税理士等）に証明を受け、必要書類とともに南部町役場税務課へ提出してください。
- ◇申告期限 令和3年2月1日
※詳しくは、南部町ホームページ（<https://www.town.nanbu.yamanashi.jp/>）をご覧ください。
- ◇お問合せ 役場 税務課（☎66-3404）

建設課・税務課からのお知らせ

家屋に異動がある時は、届出をお願いします

建物（倉庫なども含む）を新築・増築等をする時や、取り壊す時は、関係法令（建築基準法・リサイクル法等）により届出が必要な場合がありますので、事前に南部町役場建設課へご相談ください。

また、登記をしていない建物が売買等のため所有者が変わった場合には、町では所有者変更等の確認ができませんので、南部町役場税務課へご連絡ください。

◇お問合せ 役場 建設課（☎66-3408） 南部町役場税務課（☎66-3404）

ヘルプマークをご存じですか？ 持ってみませんか？

ヘルプマークは、身体・知的・精神に障がいをお持ちの方や目に見えない障がいや病気をお持ちの方、妊娠初期の方など、周囲の方々の配慮や支援が必要な方に交付されます。

南部町ヘルプマークの裏面には自由記載欄や、必要な援助を記載する欄があります。援助を求める際に具体的な説明が出来なくても、事前に書いておくことで円滑に援助を求めることができます。

普段の生活や災害発生時などの緊急の時、ヘルプマークを持っておくことで周囲の援助を受けやすく自身も家族も安心感が高まります。ヘルプマークを持ってみませんか？

南部町役場分庁舎 福祉保健課で無料で交付しております。

【お問合せ】 役場 福祉保健課 ☎：64-4836

